秋田県大雨災害義援金募集・配分要綱

秋田県大雨災害義援金募集・配分委員会

１　趣　旨

令和５年７月１４日からの大雨により、県内の広い範囲において床上浸水等の被害が発生したことから、被災者の生活支援等を図るため、広く一般の方々から義援金を募集するものである。

２　実施主体

秋田県大雨災害義援金募集・配分委員会

３　構成団体

人的・建物被害が確認された市町村、秋田県社会福祉協議会、ＮＨＫ秋田放送局、ＡＢＳ秋田放送、ＡＫＴ秋田テレビ、ＡＡＢ秋田朝日放送、エフエム秋田、秋田魁新報社、秋田県市長会、秋田県町村会、秋田県共同募金会、日本赤十字社秋田県支部、秋田県

４　募集期間

令和５年７月２１日（金）～令和５年１０月３１日（火）

５　義援金の取扱い窓口及び受付口座

義援金は、以下の口座で受け付ける。（いずれも店頭窓口からの振込手数料は免除。）

（１）指定銀行口座

口座名義「日本赤十字社秋田県支部支部長」

・秋田銀行本店　普通預金　口座番号「５１６３０４」

・北都銀行本店　普通預金　口座番号「８８８２２８」

口座名義「社会福祉法人秋田県共同募金会」

・秋田銀行本店　普通預金　口座番号「９０２７５６」

・北都銀行本店　普通預金　口座番号「３０４４１６」

（２）ゆうちょ銀行・郵便局口座

口座名義「秋田県共同募金会秋田県大雨災害義援金」

・００１６０－７－２６６５４６

６　義援金の税法上の扱い

義援金は、所得税法第７８条第２項第１号、法人税法第３７条第３項第１号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」及び地方税法第３７条の２第１項第１号、同

法第３１４条の７第１項第１号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当する。

７　配分方法

（１）委員会口座に送金された義援金（預金利子を含む）は、速やかに委員会を開催し、協議の上、適正に被災市町村に配分する。

（２）義援金の配分対象地域は、人的・建物被害が確認された市町村とする。

８　広報・周知

義援金募集の広報・周知は、委員会名をもって新聞、テレビ、ラジオ等の広報媒体を通じて広報するほか、各構成団体においても広報・周知する。

９　義援品の取扱い

義援品は、原則として取り扱わない。

10　経費

各構成団体が義援金を募集するに当たって必要とする諸経費については、原則として当該団体が負担する。

11　その他

本要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会において定める。

12　事務局

秋田県大雨災害義援金募集・配分委員会の事務局を、秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課に置く。

附則

１この要綱は、令和５年７月２０日から施行する。

２この要綱は、令和５年８月１４日から施行する。

３この要綱は、令和５年９月１９日から施行する。

担当　秋田県健康福祉部
地域・家庭福祉課　調整・地域福祉チーム
住　所：秋田市山王４－１－１
電　話：０１８－８６０－１３４２
ＦＡＸ：０１８－８６０－３８４４
E-mail：Chifuku@pref.akita.lg.jp